

議案第17号

和解について

次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 和解の相手方

- (1) 相手方住所 佐倉市
- (2) 相手方氏名 個人

2 和解の内容

- (1) 市と相手方は、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設新築建築工事において実施した擁壁の撤去により、空地となった部分等の原状復旧に必要な工事の費用が2,068,471円であることを確認し、市は相手方にこれを支払う。
- (2) 相手方が上記補償金を受領した場合、市と相手方の間に、本件和解によるもののほか一切の債権債務が存在しないことを相互に確認する。

3 経緯

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設新築建築工事において実施した擁壁の撤去により、空地となった部分等の原状復旧の方法について、相手方と協議を行った結果、原状復旧に必要な工事の費用を市が相手方に支払うことで合意したため、相手方と和解を行う。

令和5年11月20日提出

佐倉市長 西田 三十五